

土地・建物の権利者の住所変更に関すること

質問1：不動産登記の住所変更の手続きをする際に、登記簿謄本を事前に自分でとっておく必要がありますか。

回答1：登記の記載内容を確認するため、登記簿謄本をとっていただくと現在の登記情報を正確に把握することが出来ます（有料）。固定資産税の納付書をご覧いただいても、おおよその記載内容を確認することが可能です。

質問2：区から配付された登記申請書の予備はありますか。

回答2：住居表示係にお申し出いただければ、登記申請書をお送りします。

質問3：自分が所有する建物の通知書が欲しいのですが。

回答3：住居表示係にお申し出いただければ、ご用意いたします。
その際に、所有者であることが確認できる資料を見せていただく場合があります。

質問4：『手続きのガイド』の16頁に、不動産番号を書けば登記簿謄本の記載事項を省略できるとありますが。

回答4：そのとおりです。

質問5：不動産登記変更申請について、『手続きのガイド』14頁にオンライン申請が可能だとありますが。

回答5：そのとおりです。
なお、手続きには通知書を郵送する必要があります。

質問6：不動産登記の住所変更の手続きをし忘れた場合、権利がなくなることはありますか。

回答6：住居表示の実施に伴う不動産登記の住所変更の手続きを忘れたことで権利がなくなるということはありません。

質問7：自分が市谷薬王寺町に住んでいて、新宿区外に持っている不動産については、新宿の法務局で手続きをすればよいのでしょうか。

回答7：手続きをする法務局は不動産の所在地を管轄する法務局です。
例えば、港区六本木一丁目にある不動産を所有する場合、東京法務局港出張所でお手続きください。

質問8：住居表示の実施により、不動産の名義は変わらないということでしょうか。

回答8：不動産の名義は変わりませんが、住所変更の手続きは必要です。
 登記の記載事項にある、不動産の所在の表示は変わりませんが、市谷薬王寺町にお住まいで不動産を所有している場合、住所の表記が住居表示実施で変更されますから、11月6日以降に登記の住所変更の手続きをする必要があります。

**質問9：一つの不動産を複数の市谷薬王寺町の居住者が所有している場合、一枚の不動産登記変更申請書にまとめて申請可能ですか。
 また、不動産登記変更申請書の所有者欄に所有者を書ききれない場合はどう記載するとよいですか。**

回答9：一枚の申請書にまとめて申請可能です。
 住居表示係へお申し出いただければ、記載欄を増やした申請書をご用意します。

質問10：共有の場合、所有者一人ひとりが不動産登記変更申請書を提出しても構わないですか。

回答10：そのとおりです。

質問11：不動産の共有者の一人が市谷薬王寺町の居住者で、他の共有者が市谷薬王寺町外に居住している場合、それぞれの所有者が申請書を提出する必要がありますか。

回答11：市谷薬王寺町にお住まいの方だけの申請が必要なので、他の方は必要はありません。

**質問12：『手続きのガイド』に記載されている不動産登記変更申請書のひな型を参考に自分で書いてみて、わからないことがあれば、区役所に聞きに行けばいいですか。
 また、その際には不動産登記簿謄本を持参したほうが良いでしょうか。**

回答12：簡単なことでしたら、住居表示係(区役所本庁舎1階16番窓口)でご説明可能です。
 提出先の東京法務局新宿出張所の職員の方と相談しながら提出することも可能です。
 区役所や法務局にご相談される際には、不動産登記簿謄本をお持ちいただくとスムーズです。

東京法務局 新宿出張所

〒169-0074
 新宿区北新宿一丁目8番22号
 電話：03-3363-7385（代表）

